

## 一般事業主行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 27 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日までの 3 年間

2. 内容

目標 1：妊娠中の女性社員の母性健康管理についてのパンフレットを作成して社員に配布し、制度の周知を図る。

<対策>

- 平成 27 年 4 月～ 社員の具体的なニーズ調査、母性健康管理についての情報収集
- 平成 28 年 1 月～ 制度に関するパンフレットを作成し社員に配布

目標 2：妊娠中や産休・育休復帰後の女性社員のために事業内保育施設の設置及び運営をする。

<対策>

- 平成 27 年 6 月～ 事業所内保育施設の設置に係る需要を把握するについて検討
- 平成 28 年 4 月～ 事業所内保育施設の設置に係る具体的な計画案を検討する
- 平成 29 年 4 月～ 事業所内保育施設の建設及び人員確保を行う

目標 3：年次有給休暇の取得日数を 1 人当たり平均年間 15 日以上とする。

<対策>

- 平成 27 年 4 月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 平成 27 年 4 月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する
- 平成 27 年 10 月～ 社内広報誌などでキャンペーンを行う